

公募型見積合わせ公告及び説明書

2021年1月14日

独立行政法人 日本貿易振興機構
総括審議役（経理担当）中川 吉之

1. 調達内容

調達案件名：公募型見積合わせ【文書裁断機（シュレッダー）の購入】1月20日締切分

調達案件の種類及び数量等：別紙仕様書による。

納品期限：2021年2月26日

納品場所：別紙仕様書による。

契約相手の決定方法：最低価格見積者とする。

見積書の提出期限：2021年1月20日 15時

見積書の提出場所及び本件調達に関する連絡先：

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル11階
日本貿易振興機構 オフィスサプライセンター
担当：石崎
TEL: 03-3582-4694 FAX:03-3505-6579
E-mail: os-center@jetro.go.jp

2. 参加資格

見積書提出期日において、次の各項目をすべて満たしているものとする。

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
- (2) 日本貿易振興機構の競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売」の資格を有する者、又は国等による障害者就労施設等からの物品調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に定める「障害者就労施設等」である者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請に該当しない者であること。
- (4) 公告日から見積書提出期限までの期間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。

3. 見積書等の提出

- (1) 見積書の様式は任意とする。
- (2) 見積書の記載内容について
 - ① 案件名、見積者の住所、商号、契約権限を有する者の氏名並びに押印、見積金額の内訳、見積書作成日を記載すること。
 - ② 宛名は「日本貿易振興機構」とする。
 - ③ 消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積書には税抜き金額を記載すること。
 - ④ 見積書には、仕様書に記載される一切の諸経費を含めること。

(3) 提出物

①見積書

②上記、見積合わせ参加資格2.(2)に記載している競争参加資格又は全省庁統一資格を有することを証明する書類の写し等

③同等品による見積については、納入予定品の仕様に関する説明書(カタログ等)

(4) 提出方法

3.(3)の提出物を1.の見積書の提出期限までに直接又はメール、FAX、信書便のいずれかにより提出すること。なお、件名は「公募型見積合わせ【文書裁断機(シュレッダー)の購入】1月20日締切分」とすること。

信書便については、オフィスサプライセンター宛とし、件名を記載すること。

(5) 提出した見積書等の引換え、変更、取消は認めない。

4. 見積書の無効

次の各項目の一つでも該当するものは、これを無効とする。

(1) 参加資格を有しない者が提出した場合。

(2) 提出期限までに所定場所に提出されなかった場合。

(3) 金額を訂正し、訂正印が無い場合。

(4) 見積書が3.(2)で定める項目を満たしていない場合。

5. 契約相手の決定

(1) 見積合わせは、原則、見積書の提出期限の日に実施。最低価格見積者を契約の相手方とする。

(2) 最低価格見積者が2人以上いる場合は、くじにより相手方を決定する。くじを引かないものがある場合は、その者に代わって契約事務に関係のない者がくじを引くものとする。

(3) 公募実施の結果、契約の相手方が決定しない場合及び不成立になった場合には、原則として、なるべく2人以上から個別に見積書を徴取することにより、相手方を決定する。

(4) 見積合わせの結果については、発注先のみ5営業日以内にメール、電話等により直接連絡するものとする。

また、発注先決定の日から2週間、発注金額をウェブサイト上に公表するものとする。

(5) メール、FAXで見積書を提出した者が発注先となった場合は、後日、見積書の原本を提出すること。

(6) 発注先においては、契約の証として発注書及び注文請書を交わすものとする。

別紙：仕様書